産業廃棄物処分業に係る手続きフロー（施設の許可が不要な場合）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　要鋼第１３条第１項

**産業廃棄物処分業の許可申請手続**

要綱第１３条第４項

許　　　可

施設の運営開始

要綱第１７条第１項

項

処分業に係る協議書の提出

法第１４条第６項

項

処分業の許可申請

要綱第１７条第４項

項

施設設置の確認

要綱第１４条第１項

項

要綱第１３条第５項

項

施設の設置

施設設置に係る協議書の提出

問題点等について講じる措置の回答

問題点等の通知

事前指導申出書の提出

**（許可更新を含む）**

１　書類の提出先…………〒７６０－００８０　高松市木太町２２８２番地１

　　　　　　　　　　　　高松市環境局環境指導課

　　　　　　　　　　　　ＴＥＬ：（０８７）８３９－２３８０

　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ：（０８７）８３７－１４５８

２　書類の提出部数………１部(申請書において控えを必要とする場合は２部作成してください。)

３　申請手数料……………事前協議終了後、許可申請書の提出の際に、**現金**で納めてください。（平日：午後２時までに）

　　　　　　　　　　　　納入通知書により、金融機関で納付することもできます。その場合、協議の段階でお申し出ください。また、申請書提出の際には、領収書（写し）も同時に提出してください（ＦＡＸ可）。

　　　　　　　　　　　　（**注意：証紙、印紙での納付はできません。**）。

　　**新規許可　＝　１００，０００円**

**許可更新　＝　　９４，０００円**

**変更許可　＝　　９２，０００円**

４　手続きの概要（施設設置許可関係手続きが終了している場合又は、新たな施設の　設置（変更）を行わない場合）

　　　申請に関する協議　　＊事業計画の概要を聴取し、手続き等について説明します。

　　　　　　↓

　　　事前協議書の提出　　＊書類審査を行い、不備書類等の訂正を指示します。

　　　　　　　　　　　　　　積替（保管）施設等は、現地調査を行います。

　　　　　　↓

　　　許可申請書の提出　　＊法第１４条第６項の規定による申請。

　　　　　　↓

　　　許　　　　　　可　　＊許可証を交付します。なお、処理施設を設置する場合は、その竣工を確認した後の許可になります。

　　　　　　↓

　　　事　業　開　始

（注１）　　申請手数料は、納入後の取下げ又は不許可となった場合でも返却することはできません。

　　　　　　また、それぞれの申請内容により手続きに若干の違いがありますので、あらかじめご承知おきください。

（注２）　　産業廃棄物処理施設設置関係手続きの協議書を提出していない場合は、処分業の協議書提出と同時に、施設設置の協議書を提出してください。

（注３）　　高松市外の県内の場所でも処分業を行う場合は、香川県知事の許可も必要です。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２０２２．９．２２　改正

５　必要な提出書類

　(1)　産業廃棄物処分業協議書（変更の場合は、産業廃棄物処理業の事業範囲の変更協議書）

　(2)　法人・個人別の提出書類

　　ア　申請者が法人の場合

①　定款又は寄附行為（財団法人の場合）及び登記事項証明書（※更新の場合：登記事項証明書の履歴事項全部証明書（３ヶ月以内に発行されたもの））**《登記事項証明書とは旧登記簿謄本》**

②　直前３年の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、確定申告書（別表１、別表４）の写し（税務署の受付印又は電子申請等証明書のあるもの）及び法人税（国税）の納付すべき額と納付済額を証する書類（法人税の納税証明書 その１ 納税額等証明用（３ヶ月以内に発行されたもの））

③　役員（取締役又はこれに準ずる者）及び使用人の住民票（３ヶ月以内に発行された本籍記載のもの）

＊使用人　　　　　　本店又は支店（主たる事務所又は従たる事務所）の代表者

　　　　　　　　　　　　　　契約を締結する権限のある事業所の代表者

④　相談役、顧問の住民票（３ヶ月以内に発行された本籍記載のもの）

⑤　発行済み株式総数（出資額）の百分の五以上を保有（出資）する者の住民票（３ヶ月以内に発行された本籍記載のもの）、法人は登記事項証明書（履歴事項全部証明書（３ヶ月以内に発行されたもの））

⑥　③、④、及び⑤のうち個人の者の、精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（成年被後見人、被保佐人とする「登記されていないことの証明書（３ヶ月以内に発行されたもの）」（必要に応じて医師の診断書））

　　イ　申請者が個人の場合

1. 本人及び使用人の住民票（３ヶ月以内に発行された本籍記載のもの）

＊使用人　　　　　　本店又は支店（主たる事務所又は従たる事務所）の代表者

　　　　　　　　　　　　　　契約を締結する権限のある事業所の代表者

1. 本人及び使用人の成年被後見人、被保佐人とする「登記されていないことの証明書（３ヶ月以内に発行されたもの）」（必要に応じて医師の診断書）、資産に関する調書（業を行う上で資金等の出入りが分かる通帳を持参することなど）
2. 直前３年の確定申告書のコピー及び所得税の納付すべき額と納付済額を証する書類（所得税の納税証明書 その１ 納税額等証明用（３ヶ月以内に発行されたもの））

※ア・イいずれの場合も、協議者が未成年者で営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない場合には、その法定代理人の住民票（３ヶ月以内に発行された本籍記載のもの）及び成年被後見人、被保佐人とする｢登記されていないことの証明書（３ヶ月以内に発行されたもの）」等、また、外国人の場合は、住民票（３ヶ月以内に発行された国籍等記載のもの）を添付

　(3)　共通の提出書類

1. 欠格要件に該当しない旨の誓約書
2. 事業計画書
3. 資金計画書
4. 事業を行う技術的能力を説明する書類（(財)日本産業廃棄物処理振興センターの産業廃棄

物処理業の許可申請に関する講習会修了証のコピーなど。

　　　受講者：法人―代表者若しくはその業務を行う役員又は業を行おうとする

地域に存する事業場の代表者。

個人―当該者又は業を行おうとする地域に存する事業場の代表者。）

1. 施設（保管の場所を含む。）の土地又は建物の登記事項証明書及び公図（３ヶ月以内に発行されたもの）
2. 施設付近の見取図及び配置図
3. 施設（保管の場所を含む。）の概要を明らかにする図面（平面図、立面図、縦断図、横断図）
4. 施設の能力及び規格
5. 使用権原を証する書類（名義が申請者以外の場合）
6. 当該処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類
7. 緊急連絡網
8. その他、市長が必要と認める書類

|  |
| --- |
| 事前協議終了後、産業廃棄物処分業許可申請書を提出 |

**成年被後見人、被保佐人とする「登記されていないことの証明書」について**

請求に当たっては、以下の点に留意してください。

１　証明の受ける方（対象者）の欄には、**「氏名、生年月日、住所、本籍」を住民票の記載どおり、字画をはっきりと、住所・本籍については、番号・地番等まで正確に記入し、証明を受けてください。**

　　成年被後見人の記録を有する者でも、「氏名、生年月日、住所、本籍」を誤って記入し、証明の申請を行ってしまった場合、「成年被後見人、被保佐人とする記録がない。」との誤った証明書が発行される恐れがあります。

２　証明書の請求先

　　〒102－8225　　東京都千代田区九段南１－１－１５　九段第２合同庁舎（４階）

　　東京法務局　民事行政部　後見登録課　電話　０３－５２１３－１２３４（代表）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　０３－５２１３－１３６０（ダイヤルイン）

　　〒760－8508　　香川県高松市丸の内１－１

　　高松法務局　戸籍課　　電話　０８７－８２１－６１９１（代表）

３　請求方法

　　証明書の交付請求については、印鑑・委任状等を要することがあるので、予め上記の東京法務局、高松法務局又は各地方法務局にお尋ねください。

|  |
| --- |
| 様式第１号（第１３条関係） |
| 産業廃棄物処理施設等の設置に係る事前指導申出書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日（宛先）高松市長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　郵便番号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号産業廃棄物処理施設等の設置について、高松市産業廃棄物処理等指導要綱第１３条の規定により、次のとおり事前指導申出書を提出します。 |
| 施　設　の　設　置　場　所 |  |
| 施設の概要 | 施設の種類及び処理能力 |  |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項又は第15条の2の6第1項の適用の有無 | 有　　　　無 |
| 施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。） |  |
| 施設の構造及び概要 |  |
| 施設に供する土地の状況 | 地　　番 | 地　目 | 面　積 | 利用面積 | 利用目的 | 所有者 | 所有権移転等 |
|  |  |  |  |  |  | 購入予定・借地 |
|  |  |  |  |  |  | 購入予定・借地 |
|  |  |  |  |  |  | 購入予定・借地 |
|  |  |  |  |  |  | 購入予定・借地 |
|  |  |  |  |  |  | 購入予定・借地 |
|  |  |  |  |  |  | 購入予定・借地 |
| 参考事項 | 担当者名　　　　　　　　　　　　　連絡先 |

＜添付書類＞

１　土地又は建物の登記事項証明書及び不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）第１４条に規定する地図の写し（施設の配置を記載したもの）

　　２　付近の見取図及び配置図

　　３　事業計画の概要を記載した書類

　　４　施設の概要を明らかにする図面（平面図、立面図、縦断図、横断図等）

|  |
| --- |
| 事　業　計　画　書１．　共通事項(1)　事業内容（事業の目的、概要、期間等）　　　(2)　取り扱う産業廃棄物の種類及び量２．　中間処理の場合　　　(1)　処理の方法（保管方法を含む）　　　(2)　処理施設の維持管理計画（技術管理者の設置等）　　　(3)　放流水又は排出ガスの検査計画　　　(4)　処分したものの（再利用）方法の概要　　　(5)　廃棄物又はそれを処理したものの検査計画　　　(6)　災害防止計画　　　　① 廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項　　　　② 公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項　　　　③ 火災の発生の防止に関する事項　　　　④ その他災害防止に関する事項　　　(7)　周辺環境に与える環境と対策（許可施設は除く）　　　　　　大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地下水汚染、悪臭、地盤沈下の発生予測と対策3．　埋立処分の場合　　　(1)　最終処分場のしゃ断又はしゃ水方法　　　(2)　埋立処分の方法（保管方法を含む）　　　(3)　浸出水の処理方法　　　(4)　最終処分場の維持管理計画（技術管理者の設置及び維持管理積立金の算出等）　　　(5)　放流水及び周辺地下水の検査計画　　　(6)　廃棄物の検査計画　　　(7)　火災防止計画　　　　①　廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項　　　　②　公共の水域及び地下水の汚染に関する事項　　　　③　災害の発生の防止に関する事項　　　　④　その他災害防止に関する事項　※　変更申請の場合は、変更部分の変更前・変更後を明示すること。 |

事　 業　 計 　画 　書（記入例）

１　事業概要

　弊社は、現在土木・建設業を営んでいるが、今後事業を拡大し、排出事業者から委託を受けて、土木工事・建設工事等から発生する産業廃棄物（金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類）の中間処理及び最終処分を行うために、産業廃棄物処分業の許可を受けようとするものです。

　排出事業者から産業廃棄物の処分を受諾する場合には、あらかじめ書面にて産業廃棄物処分委託契約を締結した上で、契約に従って、産業廃棄物の処分を行います。その際、マニフェストを使用しない排出事業者の産業廃棄物は処分を行いません。

　その際、マニフェストを使用しない排出事業者の産業廃棄物は収集運搬を行わない。

・受託排出予定事業者

○○株式会社（所在地：☆☆☆）

○○株式会社○○工場（所在地☆☆☆）

・想定される収集運搬業者

○○工業株式会社（所在地：☆☆☆）　　（収集運搬する産業廃棄物の種類）

有限会社○○産業（所在地：☆☆☆）　　（収集運搬する産業廃棄物の種類）

２　取り扱う産業廃棄物の種類及び予定量

金属くず・・・100ｔ／月

ガラスくず及び陶磁器くず・・・50ｔ／月

がれき類・・・100ｔ／月

　（破砕処理について）

　３　処分の方法

　　　ダンプ車で搬入したがれき類は、処分前保管場所に保管します。鉄筋等を取り除いた後、がきき類を重機でホッパーに投入し、破砕処理後、磁選機により金属等を取り除き、スクリーンにより４０㎜で篩い分けを行います。４０㎜を超えるものは、再度破砕処理を行い、４㎜アンダーとなった製品は処分後保管場所に保管します。

　４　処理施設の維持管理計画

○　処理施設の稼働時間は、午前○時～午後○時までの○時間とします。

○　技術管理者○○が現場に常駐し、施設の維持管理にあたります。

○　始業・終業時には、施設が正常に稼動することを確認します。また、３ヶ月に１回、施設メーカーによる定期点検を行います。

○　産業廃棄物を保管する際は、保管基準を遵守します。

○　施設の処理能力にみあった量の産業廃棄物を受け入れ、処理を行います。

○　常に場内を清潔に保持します。

○　施設の維持管理に関する記録表を作成し、事務所にて○年間保存します。

○　異常事態発生時には、速やかに施設の稼働を停止し、生活環境保全上必要な措置を講ずるとともに、関係機関に連絡します。

　５　放流水又は排出ガスの検査計画

　　　がれき類の破砕のみであり、放流水又は排出ガスは発生しないため、特に検査は行いません。

　　場内排水については、下流側に設置する沈砂池に集中し、砂等を除去した後、排水します。

　６　処分したものの処分（再利用）方法の概要

　　○　粒径や強度試験等の品質規格に適合した再生骨材（クラッシャラン）は、路盤材として販売し、建設工事に利用します。

○　金属くずは、製造業者○○株式会社（所在地）に原料として売却します。

　７　廃棄物又はそれを処理したものの検査計画

　　○　処理する産業廃棄物が、許可品目のみであることを確認します。

　　○　処理後の骨材は、がれき類のみであり、有害物質等の検査は行いません。

　　　　なお、粒径は現場で目視確認を行い、強度試験等の品質規格に適合しているかどうかは、定期的に専門機関に検査依頼します。

　８　廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項

　　○　飛散等の防止のため、産業廃棄物は、コンクリート擁壁（高さ２ｍ）の三方囲いの中で保管します。保管の際は、保管基準を遵守します。

　　○　破砕処理時は、適時散水等を行い、粉じんの飛散防止に努めます。

　９　公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項

　　○　がれき類の破砕のみであり、放流水は発生しません。

　　○　事業場内は、全面コンクリート舗装しています。

　　○　場内排水については、下流側に設置する沈砂池に集水し、砂等を除去した後、排水します。

１０　火災の発生の防止に関する事項

　　○　消防法を遵守し、場内に消火器、散水設備を設置します。

　　○　適時、場内パトロールを実施し、異常がないか確認します。

１１　その他災害防止に関する事項

　　○　関係者以外立入禁止とし、作業時間外は施錠を確実に行います。

　　○　労働・環境関係法令等を遵守し、作業を行います。

　　○　定期的に、従業員に対する安全教育等を行います。

　（埋立処分について）

１２　最終処分場の遮断又は遮水の方法

　　○　産業廃棄物最終処分場（安定型埋立地）の周囲には、高さ３ｍの万能鋼板を、入口は施錠できる扉を設置し、関係者以外の立入を防止します。

　　○　産業廃棄物最終処分場（安定型埋立地）の外周に、Ｕ字溝により水路を設置し、場外からの水等の流入を防止します。

　　○　産業廃棄物最終処分場（安定型埋立地）のため、遮水工は行いません。

１３　埋立処分の方法

　　　工事用進入路からダンプ車で産業廃棄物を搬入すると同時に、展開検査を行い、許可品目以外の産業廃棄物の混入がないことを確認し、ブルドーザーで敷き均し及び締め固めを行います。なお、○ｍ埋立ごとに花崗土による中間覆土を○cm行うというサンドイッチ工法により埋立処分を行います。

１４　浸透水の処理方法

　　　産業廃棄物最終処分場（安定型埋立地）からの浸透水について、水処理施設等は設置しないが、下流にある沈砂池にため、砂等を除去した後、放流します。

１５　最終処分場の維持管理計画（技術管理者の設置等）

　　○　施設の稼働時間は、午前○時～午後○時までの○時間とします。

　　○　技術管理者○○が現場に常駐し、施設の維持管理にあたります。

　　○　始業・終業時には、埋立地・堰堤・法面・沈砂池・検査井戸等の施設や、使用する重機等が正常であることを確認します。

○　施設の処理能力にみあった量の産業廃棄物を受け入れ、処分を行います。

○　常に場内の清潔を保持します。

　　○　施設の維持管理に関する記録表を作成し、事務所にて○年間保存します。

　　○　異常事態発生時には、速やかに施設の稼働を停止し、生活環境保全上必要な措置を講ずると

ともに、関係機関に連絡します。

○　埋立処分終了後は、速やかに高松市廃棄物指導課へ埋立処分終了届を提出し、廃止基準に適合するまで、水質検査等の処分場の維持管理を行います。その後、廃止確認申請書を高松市廃棄物指導課に提出し、廃止確認を受けます。

　１６　浸透水及び周辺の地下水の検査計画

　　○　浸透水及び地下水については、計量証明機関○○（所在地）に依頼して、次のとおり水質検査を行います。

　　　①　浸透水

　　　　　BOD・・・・・月１回　　　地下水等検査項目・・・・・年１回

　　　②　地下水

　　　　　地下水等検査項目・・・・・年１回

　１７　廃棄物の検査計画

　　○　搬入した産業廃棄物は、展開検査を行い、許可品目以外の産業廃棄物が混入がないことを確認し、速やかに埋立処分を行います。

　　○　埋立処分する産業廃棄物は、安定型産業廃棄物のみあるため、廃棄物自体の溶出試験等は行いません。

　１８　廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項

　　○　風雨により廃棄物の飛散等のおそれがある場合は、作業は行いません。

　　○　展開検査後の産業廃棄物は、速やかに埋立処分を行います。その際、重機により、敷き均し・締め固めを十分に行います。

　　○　適時・花崗土による中間覆土を行い、廃棄物の飛散等を防止します。

○　法面の安定勾配を確認します。

○　周囲の囲いやコンクリート擁壁等により、廃棄物の流出等を防止します。

○　運搬車のタイヤ等に付着した廃棄物は、出口付近で洗い落とした後、処分場から出ていくようにします。

　１９　公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項

　　○　許可を受けた産業廃棄物のみ埋立処分を行います。

　　○　上記の浸透水及び周辺の地下水の検査計画に従い、水質検査を実施し、水質基準に適合していることを確認します。

　　○　浸透水は沈砂池に集水し、砂等を除去した後、放流します。

　２０　火災の発生の防止に関する事項

　　　　場内に消火器、散水設備を設置し、万が一の場合に備えます。

　２１　その他の災害防止に関する事項

　　○　関係者以外立入禁止とし、作業時間外は施錠を確実に行います。

　　○　労働・環境関係法令等を遵守し、作業を行います。

　　○　定期的に、従業員に対する安全教育等を行います。

 様式第３号（第１４条関係）　　　　　　　（表）

|  |
| --- |
| 処分業対象施設設置協議書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日（宛先）高松市長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　協議者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　郵便番号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　　産業廃棄物処理業の用に供する施設の設置を行いたいので、高松市産業廃棄物処理等指導要綱第１４条の規定により、関係書類等を添えて提出します。 |
| 産業廃棄物処理施設の設置の場所 |  |
| 産業廃棄物処理施設の種類 |  |
| 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。） |  |
| 着 工 予 定 年 月 日 | 　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日 | 　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 産業廃棄物処理施設の処理能力 | 　　　　　 　　　　　　 ｍ3／日（　　）時間　　　　　　 　　　　　 ｔ／日（ 　）時間　　　　　　 　　　　　 ｍ3／時間　　　　　　 　　　　　 ｔ／時間　面積　　　 　　　　　 ｍ2　埋立容量　 　　　　　 ｍ3 |
| △産業廃棄物　　処理施設の　位置、構造　等の設置に　関する計画　に係る事項 | 産業廃棄物処理施設の位置 |  |
| 産業廃棄物処理施設の処理方式 |  |
| 産業廃棄物処理施設の構造及び設備 |  |
| 処理に伴い生ずる排ガス及び排水 | 量 |  |
| 処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。） |  |
| 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値 |  |
| その他産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項 |  |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（日本産業規格　Ａ列４番） |

|  |
| --- |
| （裏） |
| △産業廃　　　　　　棄物処　理施設　の維持　管理に　関する　計画に　係る事　項 | 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値 |  |
| 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項 |  |
| その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項 |  |
| △災害防止のための計画 |  |
| 焼却灰等、汚泥、廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物又は廃石綿等若しくは石綿含有産業廃棄物の溶融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法 | 特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物 | 区分 | 自家処分　　　　委託処分 |
| 処分方法 |  |
| 特別管理産業廃棄物 | 区分 | 自家処分　　　　委託処分 |
| 処分方法 |  |
| △産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項 |  |
| 担当者及び連絡先 | 担当者名連絡先 |
| 備考　１　産業廃棄物処理施設の種類については、脱水施設、焼却施設、中和施設等の別を記入す　　ること。　２　△印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図　　面等を含むこと。　産業廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平　面図、立面図、断面図及び構造図　排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図　３　△印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のと　　おり」と記載し、別紙を添付すること。 |

　資　　　金　　　計　　　画　　　書

１　事業の開始に要する資金総額

２　その資金の調達方法等

３　事業の運営にかかる資金等

　　(1)　１ヶ月の売上げ

　　　　　約　　　　　　　　　　円

　　(2)　１ケ月の経費

　　　　　約　　　　　　　　　　円

　　（　内　訳　）

　　　従業員給与等　　　　　　　　　約　　　　　　　　　円　（従業員数　　　名　）

　　　ガソリン代・車両整備費等　　　約　　　　　　　　　円

　　　その他（　　　　　　　　）　　約　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　協議者

住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

資　　金　　計　　画　　書　（記入例）

１、事業の開始に要する資金総額

　　本申請の事業開始に伴う経費等の資金総額を記入（詳しく記入してください）

　　　・　無し　　今回の事業開始については、現有の施設・機材等を使用するため、特

　　　　　　　　　別な資金は要しません。

　　　・　１，０００，０００円　　今回の事業開始に際し、ダンプカー一台を購入する

　　　　　　　　　　　　　　　　　ため。

　　　・　５０，０００，０００円　　今回の事業開始に伴い、新たに会社を設立するた

　　　　　　　　　　　　　　　　　　めの資本金

２、その資金の調達方法等

　　１．の資金の調達方法等について記入（詳しく記入してください）

　　　・　同上により無し

　　　・　○○氏（住所・連絡先等記載）よりの借り入れによる。

* ○○銀行（本支店名・連絡先等記載）よりの融資による
* ○○株式会社（所在地・連絡先等記載）よりの出資による

３、事業の運営にかかる資金等

　　(1)　１箇月の売上予測

　　　　　約　　　　　　　　　　円　　　・今回の事業開始における、１ヶ月の売上予

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　測を記入

　　(2)　１箇月の経費予測

　　　　　約　　　　　　　　　　円　　　・内訳等による１ヶ月の経費予測を記入

　　（　内　訳　）

　　　従業員給与等　　　　　　　　　約　　　　　　　　　円　（従業員数　　　名　）

　　　ガソリン代・車輛整備費等　　　約　　　　　　　　　円

　　　その他（　　　　　　　　）　　約　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　協議者

住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

様式第６号（第１７条関係）　　　　（１枚目の表）

|  |
| --- |
| 産業廃棄物処分業協議書　　年　　月　　日　（宛先）高松市長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　協議者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　郵便番号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　　産業廃棄物処分業を行いたいので、高松市産業廃棄物処理等指導要綱第１７条の規定により、関係書類等を添えて提出します。 |
| 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。） |  |
| 事務所及び事業場の所在地 | 事務所　〒　　　　　　　　　　　　　　電話番号 |
| 事業場　〒　　　　　　　　　　　　　　電話番号 |
| 事業の用に供する全ての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。） |  |
| 保管を行う場合には、保管を行う全ての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ |  |
| 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要 |  |
| 県外からの産業廃棄物を取り扱うか否か |  |
| 担当者及び連絡先 | 担当者名連絡先 |

（日本産業規格　Ａ列４番）

（１枚目の裏）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日) | 都道府県・市名 | 許可番号(申請中の場合には、申請年月日) |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 申請者(個人である場合) |
| 　 | (ふりがな)氏名 | 生年月日 | 本籍 |
| 住所 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 |
| 　　　(法人である場合) |
| (ふりがな)名称 | 住所 |
| 　 | 　 |
| 法定代理人(申請者が法第14条5項第2号ハに規定する未成年者である場合) |
| 　 | （個人である場合） |
| (ふりがな)氏名 | 生年月日 | 本籍 |
| 住所 |
|  |  |  |
|  |
| （法人である場合） |
| (ふりがな)名称 | 住所 |
| 　 | 　 |
|  | 役員(法定代理人が法人である場合) |
| 　 | (ふりがな)氏名 | 生年月日 | 本籍 |
| 役職名・呼称 | 住所 |
| 　 | 　 | 　 |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
| 役員（申請者が法人である場合） |
|  | (ふりがな)氏名 | 生年月日 | 本籍 |
| 役職名・呼称 | 住所 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |

（２枚目）

|  |
| --- |
| 発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき） |
|  | 発行済株式の総数 | 　　　　　　　　 　株 | 出資の額 |  |
| （ふりがな）氏名又は名称 | 生年月日 | 保有する株式の数又は出資の金額 | 本　　　　　　籍 |
| 割　　合 | 住　　　　　　所 |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
| 政令第６条の１０に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 生 年 月 日 | 本　　　　　　　　籍 |
| 役職名・呼称 | 住　　　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
| 備考　１　「法定代理人」の欄から「政令第６条の１０に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。　２　「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。 |

　　年　　月　　日

（宛て先）高松市長

 申請者

　　　　　住所

氏名

（法人にあっては、その名称及び代表者名）

　　欠格要件に該当しない旨の誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第５項第２号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

（注）

１　申請者が法人の場合にあっては、法人の代表者及び役員が欠格要件に該当しないことを誓約することとなる。

（１）役員とは、法人に対し業務を執行する取締役等のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者かを問わず、取締役等と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。

（２）取締役等と同等以上の支配力を有すると認められる者には、発行済株式の５％以上を有する株主又は出資額の５％以上を出資している者が含まれる。

２　申請者には、未成年の法定代理人及び政令で定める使用人が含まれる。

様式第八号(第十条の四関係)

(第1面)

|  |
| --- |
| 産業廃棄物処分業許可申請書　　年　　月　　日　高松市長　　　　殿 　申請者　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)電話番号　　　　　　　　　　　　　　　　　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。 |
| 事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。) | 　 |
| 事務所及び事業場の所在地 | 事務所　　　　　　　電話番号 |
| 事業場　　　　　　　電話番号 |
| 事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。) | 　 |
| 保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ | 　 |
| 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要 | 　 |
| ※事務処理欄 | 　 |

(日本産業規格　Ａ列４番)

(第2面)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日) | 都道府県・市名 | 許可番号(申請中の場合には､申請年月日) |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 申請者(個人である場合) |
| 　 | (ふりがな)氏名 | 生年月日 | 本籍 |
| 住所 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 |
| 　　　(法人である場合) |
| (ふりがな)名称 | 住所 |
| 　 | 　 |
| 法定代理人(申請者が法第14条5項第2号ハに規定する未成年者である場合) |
| 　 | （個人である場合） |
| (ふりがな)氏名 | 生年月日 | 本籍 |
| 住所 |
|  |  |  |
|  |
| （法人である場合） |
| (ふりがな)名称 | 住所 |
| 　 | 　 |
|  | 役員(法定代理人が法人である場合) |
| 　 | (ふりがな)氏名 | 生年月日 | 本籍 |
| 役職名・呼称 | 住所 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 役員（申請者が法人である場合） |
|  | (ふりがな)氏名 | 生年月日 | 本籍 |
| 役職名・呼称 | 住所 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |

(第3面)

|  |
| --- |
| 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき) |
| 　 | 発行済株式の総数 | 株 | 出資の額 | 　 |
| (ふりがな)氏名又は名称 | 生年月日 | 保有する株式の数又は出資の金額 | 本籍 |
| 割合 | 住所 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合) |
| 　 | (ふりがな)氏名 | 生年月日 | 本籍 |
| 役職名・呼称 | 住所 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 備考　1　※欄は記入しないこと。　2　「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書類を添付すること。　3　「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。　4　都道府県知事が定める部数を提出すること。 |
| ※手数料欄 |